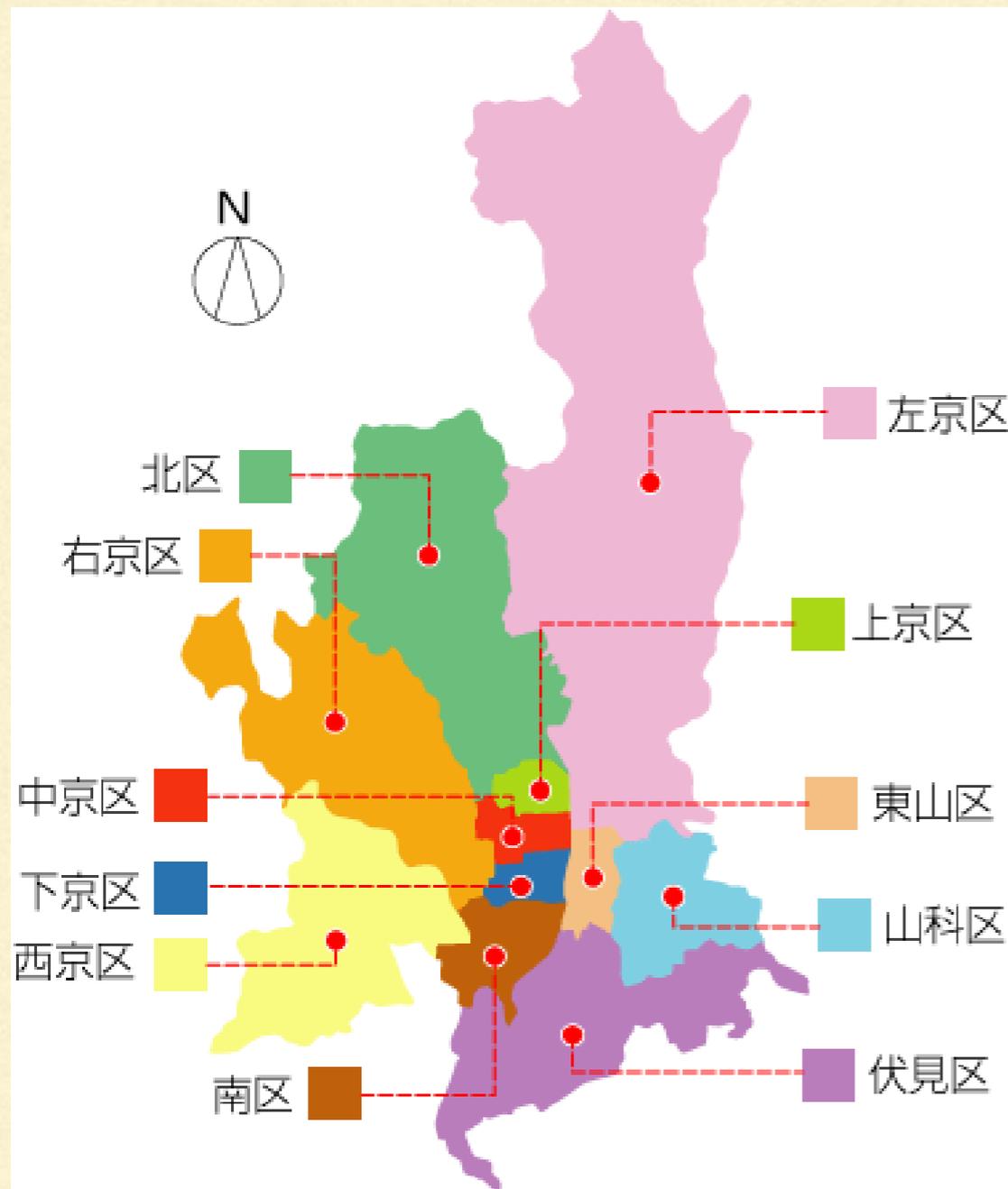


京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業

～「モデル事業」の概要と新たな「独自事業」の現状～

社会福祉グループ「リガーレ」本部
社会福祉法人リガーレ暮らしの架け橋
地域密着型総合ケアセンターきたおおじ
代表/山田尋志

京都市の概要



京都府の県庁所在地であり
11の行政区からなる

面積 : 827.9 km²

人口 : 1,468,019人

世帯数 : 703,152世帯

中学校区 : 76(包括61)

(平成27年9月1日現在の推計)

高齢化率 : 26.7%

=3.7人に1人が高齢者

合計特殊出生率 : 1.26

京都市における高齢者人口の推移

第6期京都市民長寿すこやかプラン（平成27年度～29年度）

平成37(2025)年の京都市における高齢者の姿

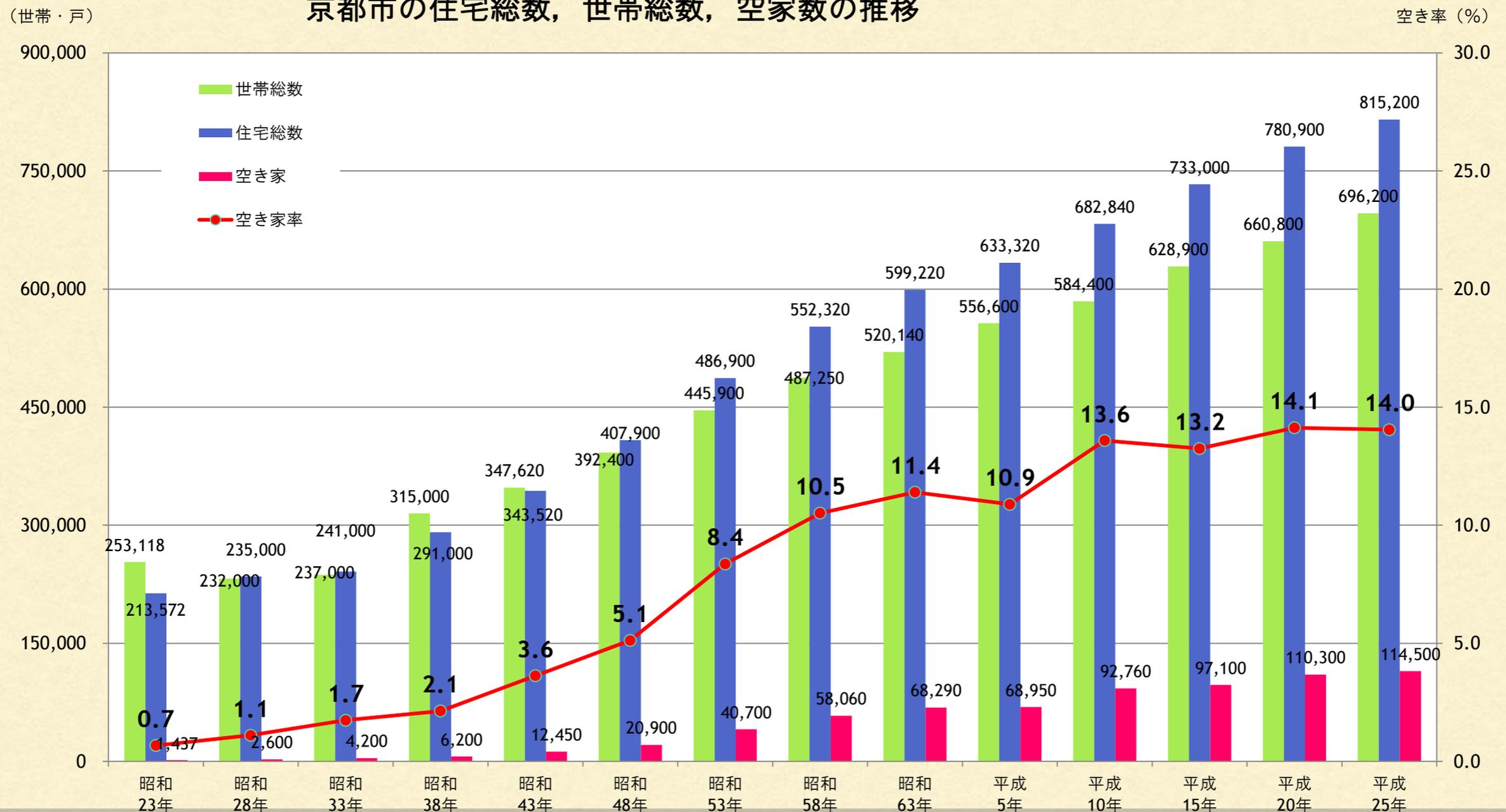
- 高齢者人口43万人（高齢化率30%超）
- 市民の5人に1人が後期高齢者となる。



京都市の住宅事情

- 住宅総数（昭和48年**40.8万戸** ⇒平成25年**81.5万戸**）約**2.0倍**
- 世帯総数（昭和48年**39.2万世帯** ⇒平成25年**69.6万世帯**）約**1.8倍**
- 空き家数（昭和48年 **2.1万戸** ⇒平成25年**11.5万戸**）約**5.5倍**

京都市の住宅総数，世帯総数，空家数の推移



（資料）各年住宅・土地統計調査（平成25年は速報値）

住生活基本計画（全国計画）

（平成28年3月18日閣議決定）

（計画期間 平成28年度から平成37年度まで）

世界保健機構（WHO）や国連の定義

・高齢化社会 7%超～14%

・高齢社会 14%超～21%

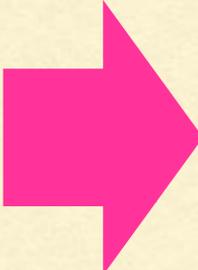
・超高齢社会 21%超～

住生活をめぐる現状と今後10年の課題

- 我が国の総人口は、平成22(2010)年の1億2,806万人をピークに**減少局面**に。
- 高齢者の割合は、平成25(2013)年には25%を超え、世界に例のない**高齢社会がすでに到来**。

目標：高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現

- 高齢者が安全に安心して生涯を送ることができるための住宅の改善・供給
- 高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現

 **成果指標**

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合
2.1%（平成26） → **4%**（平成37）

京都市における高齢者向け住宅の供給状況（1）

平成37(2025)年の京都市における高齢者の姿

- 高齢者人口43万人（高齢化率30%超）

成果指標

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

2.1%（平成26）→4%（平成37）

『高齢者向け住宅』の定義について、次のように示されています。

- ・ 有料老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ シルバーハウジング
- ・ サービス付き高齢者向け住宅
- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅 等

平成37(2025)年における求められる高齢者向け住宅

→ 17,275戸（平成37）

京都市における高齢者向け住宅の供給状況（2）

京都市における高齢者向け住宅の供給状況（平成28年10月）

	箇所数	住戸数	備考
有料老人ホーム	55	2,817	
軽費老人ホーム	14	687	
シルバーハウジング	1	30	
サービス付き高齢者向け住宅	84	3,146	
高齢者向け優良賃貸住宅	10	228	地優賃含む。
シニア住宅	1	72	
合計	165	6,980	1.6% (37年高齢者人口対比)

京都市における介護サービスに関する整備等目標数

第6期京都市民長寿すこやかプラン（平成27年度～29年度）

介護保険施設の整備等目標数

	27年度	28年度	29年度
①介護老人福祉施設	5,783	5,964	6,105
②介護老人保健施設	4,292	4,426	4,426
③介護療養型医療施設	2,702	2,702	2,702
合計 (37年高齢者人口対比)	12,777 (3.0%)	13,092 (3.0%)	13,233 (3.1%)

住宅系サービス事業所の整備等目標数

	27年度	28年度	29年度
④認知症高齢者グループホーム	2,065	2,191	2,299
⑤介護専用型特定施設	1,336	1,514	1,572
⑥混合型特定施設	1,581	1,581	1,581
合計 (37年高齢者人口対比)	4,982 (1.2%)	5,286 (1.2%)	5,452 (1.3%)

京都市/高齢者住まい・生活支援モデル事業の概要と成果

平成26(2014)～28(2016)年度

2012.9 京都市居住支援協議会 発足

(保健福祉局・都市計画局・住宅供給公社・不動産関係団体・福祉関係団体)

2014.2 市老協施設長会でモデル事業参加を問いかけ

→市内5圏域6法人が参加を表明(最終的に6圏域8法人が参加)

2014.11 「京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業」

開始

2017.3 「モデル」事業終結

(2017.4 京都市高齢者住まい・生活支援事業スタート)

京都市居住支援協議会の概要

設立日 **平成24年9月**

愛称 **京都市すこやか住宅ネット**

目的 **高齢者を中心**とする住宅確保要配慮者の**民間賃貸住宅への円滑な入居の促進**に資する措置を実施することにより、住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住まいづくりを推進する。

京都市居住支援協議会

不動産 4 団体

(公社) 京都府宅地建物取引業協会

(公社) 全日本不動産協会 京都府本部

(公財) 日本賃貸住宅管理協会 京都府支部

(一社) 京都府不動産コンサルティング協会

福祉 3 団体

京都市地域包括支援センター・

在宅介護支援センター連絡協議会

(一社) 京都地域密着型サービス事業所協議会

(一社) 京都市老人福祉施設協議会

京都市

都市計画局住宅室
保健福祉局長寿福祉部

京都市住宅供給公社
京安心すまいセンター

連携

連携

連携

高齢者住まい・生活支援モデル事業概要

実施主体	京都市
プラットフォーム	京都市居住支援協議会
事業受託者	(一社)京都市老人福祉施設協議会 ※同協議会により、見守りサービス等を提供する社会福祉法人を別途選定
対象となる方	原則として概ね65歳以上の一人暮らしの方で、地域での継続的な生活の確保に向けて、見守り・生活相談等の支援を必要としていて、住み替えを希望している方
紹介する住まい (民間賃貸住宅)	京都市居住支援協議会の「すこやか賃貸住宅協力店※」に登録する不動産事業者が取り扱うモデル地域内の民間賃貸住宅 ※すこやか賃貸住宅(高齢を理由に入居を拒まない賃貸住宅)の登録促進や高齢者の住まいさがしに協力いただく不動産事業者の登録制度
住み替え後に 社会福祉法人が 提供するサービス	○週2回の安否確認 ○保健・福祉等に関する相談 ○緊急時における親族等への連絡及びその他の援助 ○保健福祉等の関係機関への連絡 ○その他
利用者負担金	市民税非課税の方:無料 課税の方:1,500円/月 ※家賃・共益費等は別途必要

京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業の概要

京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業とは・・・

⇒ すこやか賃貸住宅協力店による低廉な「住まい確保」＋社会福祉法人による「見守り」等のサービスを提供する事業

こんなサービスをします！

住み替え後に・・・

- 定期的な見守り（主に週1回の訪問）
- 緊急時の対応
- 保健福祉に関する生活相談 など

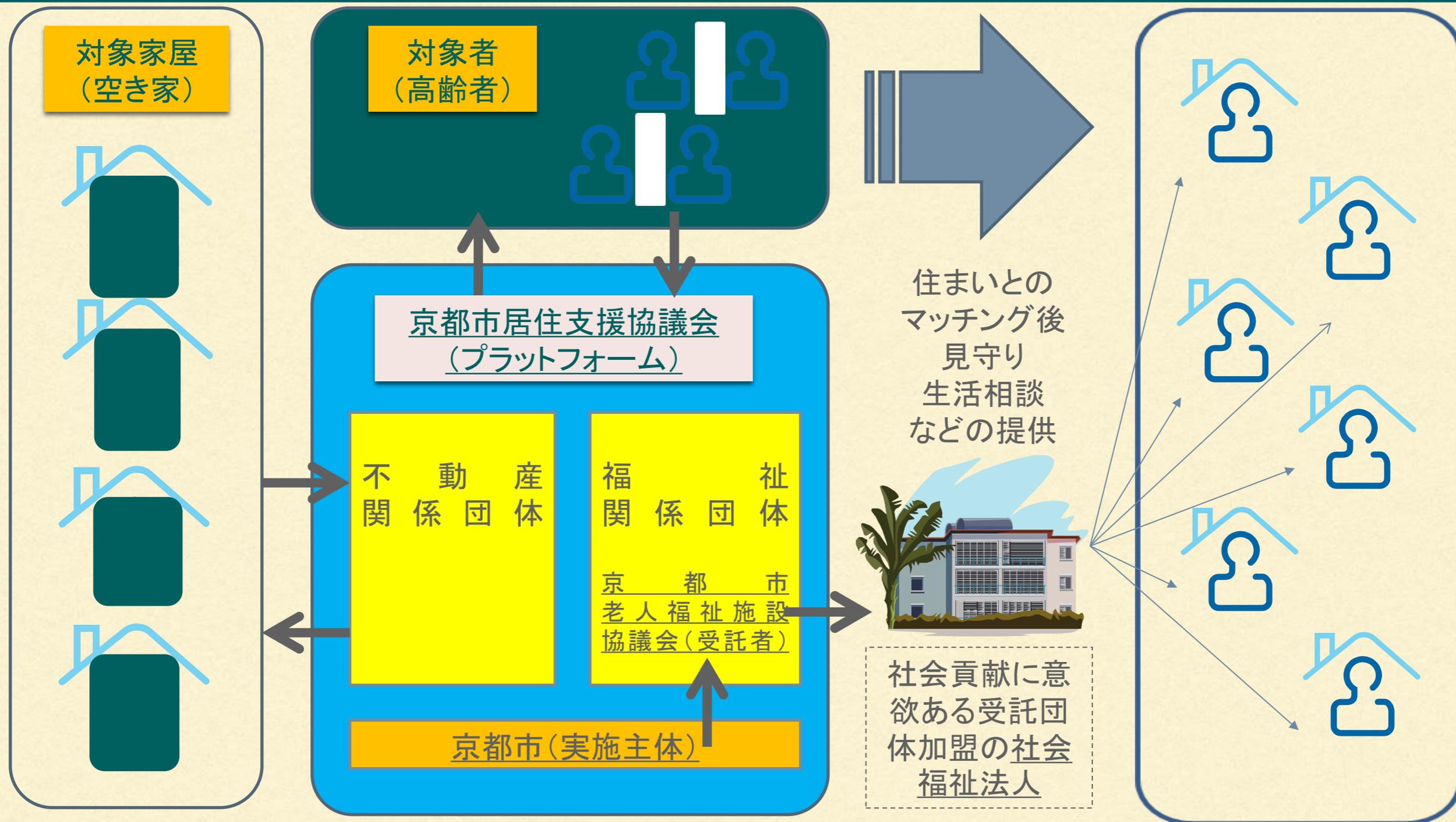


対象となる方

原則65歳以上の一人暮らしの見守り等の支援を必要とする方で、住み替えを希望している方



京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業のイメージ



入居に関する支援

居住の継続に関する支援

京都市モデル事業の実施状況

区	学区	法人名	拠点施設	不動産業者
北区	楽只・柏野・紫野	(福)京都福祉サービス協会	高齢者福祉施設紫野	フラットエージェンシー ライフメディ
	紫竹・大宮・待鳳	(福)リガーレ暮らしの架け橋	地域密着型総合ケアセンターきたおおじ	
東山区	清水・六原・修道・貞教・一橋・月輪・今熊野	(福)洛東園	洛東園	都ハウジング ランドスタイリング
南区	祥栄・吉祥院・祥豊・唐橋	(福)清和園	特別養護老人ホーム 吉祥ホーム	長栄 上野不動産
	山王・九条・九条弘道・九条塔南・陶化・東和・上鳥羽	(福)こころの家族	特別養護老人ホーム故郷の家・京都	上野不動産 ランドスタイリング
右京区	水尾・宕陰・嵯峨・広沢・高雄・宇多野・御室・花園	(福)健光園	高齢者福祉総合施設 健光園	長栄 上野不動産
	嵐山・嵯峨野・常盤野・太秦・南太秦	(福)嵐山寮	嵐山寮	
伏見区	稻荷・砂川・藤ノ森・藤城・深草	(福)京都老人福祉協会	京都老人ホーム	都ハウジング ランドスタイリング
	久我・久我の杜・羽東師・横大路	(福)京都福祉サービス協会	高齢者福祉施設久我の杜	

京都市高齢者すまい・生活支援事業のご案内

京都市すこやか住宅ネット※では、一人暮らしの高齢者の方等が
住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援するため、
また民間賃貸住宅への円滑な入居を促進させるため、

低廉な「住まい確保」＋社会福祉法人による「見守り」

などのサービスを提供する事業を実施しています。

※ 京都市すこやか住宅ネットとは、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会で、
京都市・不動産関係団体・居住支援を行う団体などから構成される組織です。



対象となる方

原則65歳以上の一人暮らしの方等で
見守り等の支援を必要とし、
住み替えを希望している方

紹介する住まい

実施地域（下記）の民間賃貸住宅※

※すこやか賃貸住宅協力店（一部の協力店の扱うもの公営住宅、UF賃貸住宅は対象外に限りません。

こんなサービスを行います！

住み替え後に…

- 定期的な見守り（概ね週1回の訪問）
- 保健福祉に関する生活相談 など

＜サービスの利用料＞

市民税非課税の方：無料

市民税 課税の方：1,500円/月

※家賃・共益費等は別途必要です。

※当該年度の「介護保険料納入（変更）通知書兼特別徴収開始（停止）通知書」等、課税状況を確認できる書類が必要になります。

事業の対象地域

住み替えを希望される実施地域を担当する社会福祉法人へお問い合わせください。

	実施地域（学区）	実施法人	問い合わせ先	すこやか賃貸住宅協力店	
北区	楽只・柏野・紫野学区	(福)京都福祉サービス協会	高齢者福祉施設 紫野	494-3346	(株)フラットエージェンシー ライフメディ
	紫竹・大宮・待鳳学区	(福)リガーレ暮らしの架け橋	地域密着型総合ケアセンターきたおおじ	366-8025	
東山区	清水・六原・修道・貞教・一橋・月輪・今熊野学区	(福)洛東園	洛東園	561-1171	(株)都ハウジング (株)ランドスタイリング
南区	祥栄・吉祥院・祥豊・唐橋学区	(福)清和園	特別養護老人ホーム 吉祥ホーム	682-8152	(株)長栄 上野不動産
	山王・九条・九条弘道・九条塔南・陶化・東和・上烏羽学区	(福)こころの家族	特別養護老人ホーム 故郷の家・京都	691-4448	上野不動産 (株)ランドスタイリング
右京区	水尾・宕陰・嵯峨・広沢・高雄・宇多野・御室・花園学区	(福)健光園	高齢者福祉総合施設 健光園	881-0403	(株)長栄 上野不動産
	嵐山・嵯峨野・常盤野・太秦・南太秦学区	(福)嵐山寮	嵐山寮	871-0032	
伏見区	稻荷・砂川・藤ノ森・藤城・深草学区	(福)京都老人福祉協会	京都老人ホーム	641-6622	(株)都ハウジング (株)ランドスタイリング
	久我・久我の杜・羽束師・横大路学区	(福)京都福祉サービス協会	高齢者福祉施設 久我の杜	931-8001	(株)長栄 (株)都ハウジング

ご質問にお答えします

Q どんな住宅を紹介してもらえるの？

A 民間の賃貸住宅を紹介しますので、形態はアパート・マンションから一戸建てまで様々です。ご希望に応じて紹介します。

Q どんなサービスが受けられるの？

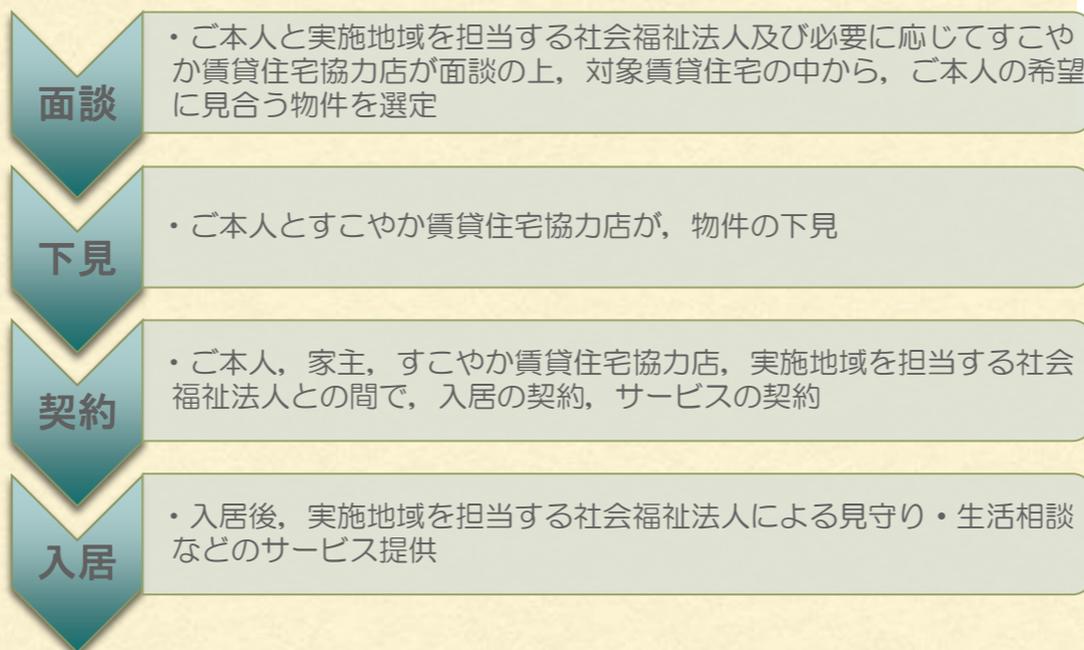
A 住み替え後に、担当の社会福祉法人が、定期的な見守り（概ね週1回の訪問等）のほか、生活上の困りごとの相談をご希望に応じて実施します。

Q どこに申し込めばいいの？

A 住み替えを希望する実施地域担当の社会福祉法人に直接ご相談ください。

Q 入居までの流れは？

A 概ね、次のような流れとなります。



ご相談・問い合わせ窓口



社会福祉法人による「見守り」に関するお問い合わせは
一般社団法人京都市老人福祉施設協議会 Tel075-354-8743
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館京都4階

京都市すこやか住宅ネットに関するお問い合わせは
京都市居住支援協議会(事務局:京安心すまいセンター)Tel075-744-1670
京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階
京都市の担当窓口

保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 Tel075-213-5871 fax075-213-5801
都市計画局 住宅室 住宅政策課 Tel075-222-3666 fax075-222-3526

京都市すまい・生活支援モデル事業参加法人

★京都市; 11行政区 < 実施 5行政区

★モデル事業参加法人は全て特養が主体

		養護	ケアハウス	地域密着
★北区	2法人		△	○
東山区	1法人	○		△
南区	2法人	△	△	
右京区	2法人	○○		△△
伏見区	2法人	○	△	△

※○は併設or施設種別 △は法人として別敷地に保有

京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業の流れ

入居までの流れ

【面談】

本人と実施地域を担当する**社会福祉法人**が面談の上、対象賃貸住宅の中から、本人の希望に見合う物件を選定



【下見】

本人と**すこやか賃貸住宅協力店**が、物件の下見
場合によっては、**社会福祉法人**も同席



【契約】

本人、家主、**すこやか賃貸住宅協力店**、実施地域を担当する**社会福祉法人**との間で、入居の契約、サービスの契約



【入居】

入居後、実施地域を担当する**社会福祉法人**による見守り・生活相談等のサービス提供

※モデル事業終了後も（平成29年度以降も）、社会福祉法人による主体的な社会貢献事業として継続して取り組めるよう、プラットフォームにおいて事業内容の検証等を行い、モデル事業の期間中に、持続可能な事業モデルを構築していく。

京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業の相談理由

相談理由	件数	割合
情報収集	73	25%
賃貸物件からの立退き（老朽化，家賃上昇等）	61	21%
経済的理由	41	14%
家庭内問題（折り合い悪化，DV等）	28	9%
相隣関係（騒音，境界線トラブル等）	21	7%
持ち家の老朽化	22	7%
身体上の不安（足腰の衰えなど）	15	5%
その他（施設の緊急入所の期限切れ，養護老人ホームからの移行，通院に近接など）	36	12%
合計	297	100%

○事業に関わる関係者が継続的に開催している作業部会の存在

《事業開始後》

事業開始後の実施状況等を確認し，運用上の課題や問題点を共有し解決していくとともに，今後の事業内容について検討するための生活支援サービス**実務担当者作業部会**を開催を設置

- ・ H26年11月～現在 毎月1回の実務担当者作業部会
 - ・ 26年度;5回(11～3月)
 - ・ 27年度;11回
 - ・ 28年度 6回 合計 22回開催

京都市，生活支援サービス実施社会福祉法人，不動産事業者、京都市長寿福祉課、京都市住宅政策課、京都府立大学鈴木准教授等の関係者が集まり，それぞれの実施法人から1ヶ月間の相談・支援実績と具体的な事例，課題や問題点について報告

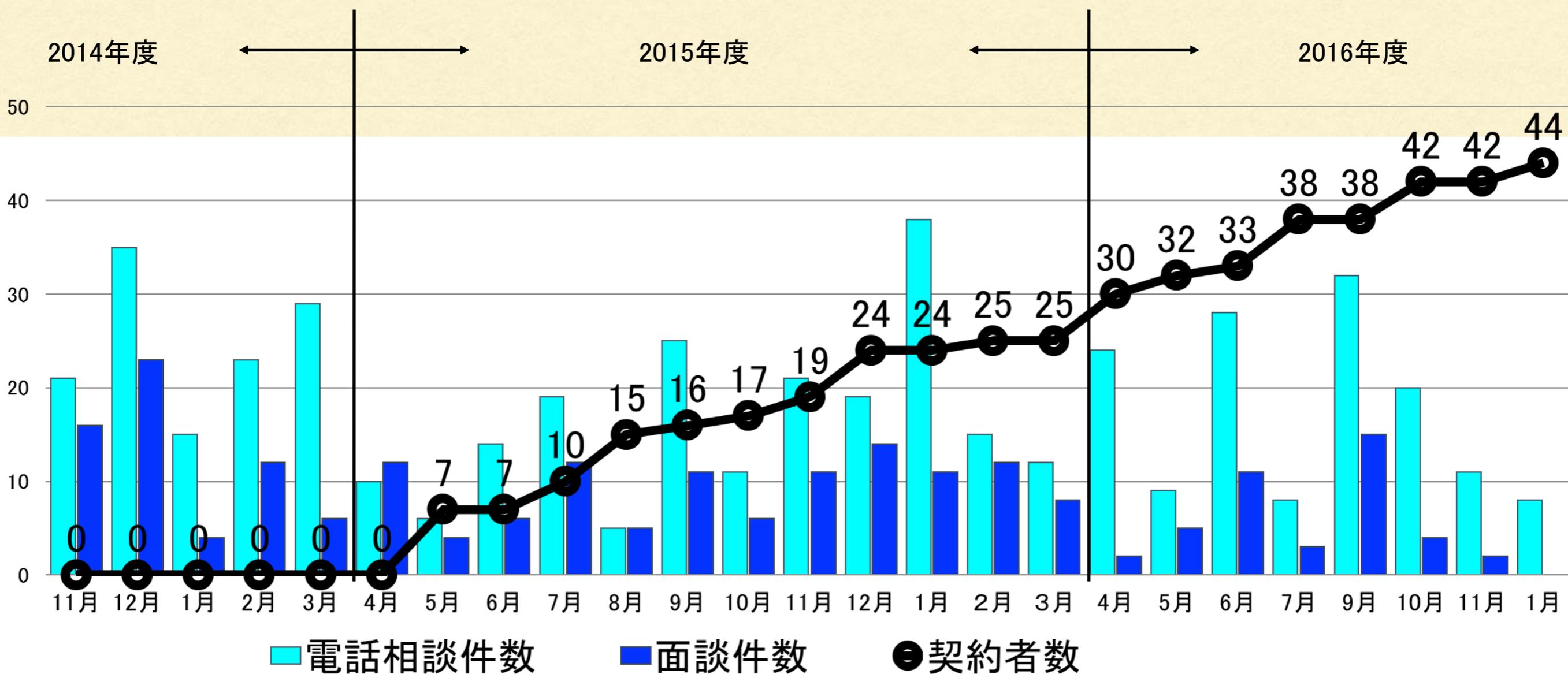
- ・ 京都市居住支援協議会へ事業実施状況等について報告

ケースNo.	初回相談日	方法	相談者	性別	年齢	転居理由	初回面談日	面談場所	要介護認定	介護サービス	現住居	物件の紹介	下見	保証人	結果	希望	今後の方向性
1	○月○日	電話	包括	男	67	現住居がバリアフル	未実施					無	無		相談のみ	1階、スーパー近辺	
2	○月○日	電話	包括	女	92	立ち退き	△月△日	事業所	要支援2	ヘルパー、デイ	借家、集合住宅	有	2箇所		契約	1階、手すり設置	手すりの設置は難しいとのこと。見守りサービス実施中。
3	○月○日	電話	包括	男	66	住宅改修の必要	△月△日	○○包括	要介護2	デイ、ヘルパー、訪問、福祉用具、配食	借家、集合住宅	有	1箇所		終結	1階、手すり設置	希望物件下見後、希望条件にそぐわなかったため、現住居の改修を再検討するとのこと。
4	○月○日	電話	病院	女	84	退院後の住居がない	未実施		要介護2						保留		ご家族に当事業説明・相談し、ご希望あれば連絡あり。
5	○月○日	電話	包括	女	90	同居家族による虐待疑い	△月△日	自宅	要支援2		持ち家	紹介予定	予定	有	契約		○日引っ越し。～利用開始。△日近隣トラブルの報告受ける。
6	○月○日	電話	本人	女	65	近隣との関係不良、将来の不安	△月△日	事業所	無	無	持ち家	無	無		保留		①姉家族との遺産分割の問題

■京都市のモデル事業の進捗状況(2017年1月まで)

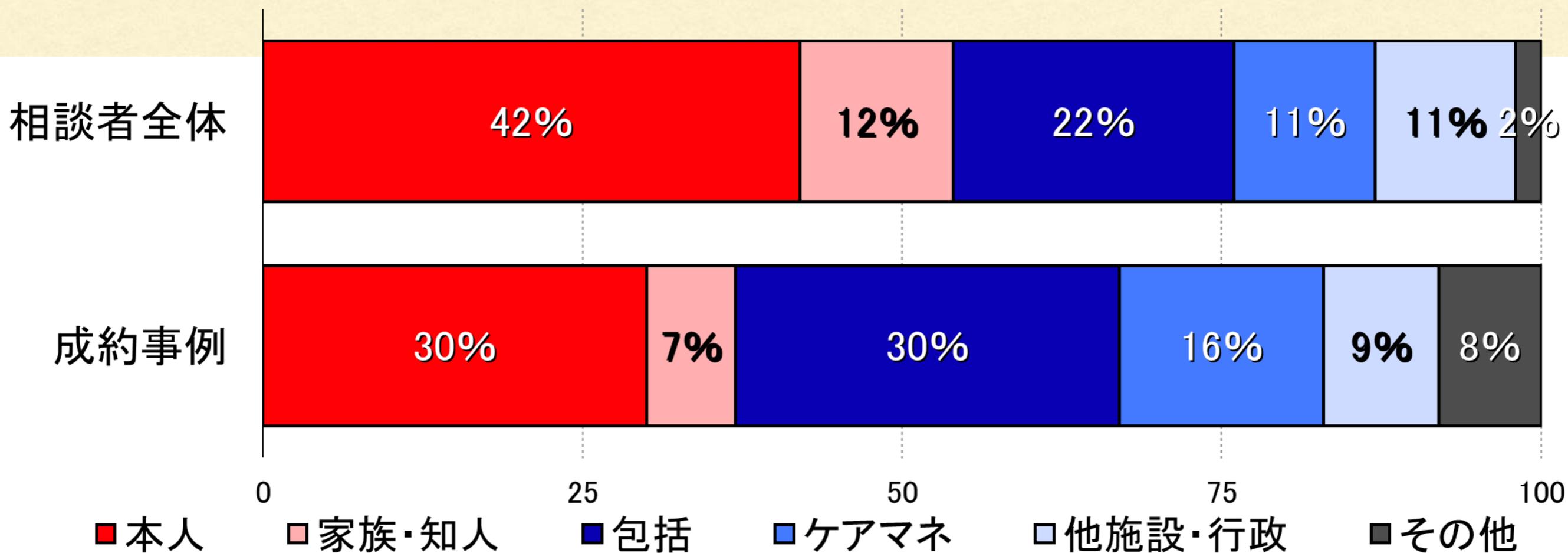
・京都市モデル事業は2014年10月開始。約2年の実績。

- 「電話相談」「面談」「物件の下見」等を経て「入居契約」へ。入居契約数は徐々に増加し、2017年1月時点で44件。(契約終了6件を含む。死亡:3件、入院:2件)



■京都市のモデル事業における相談者の属性

- ・相談者・全体では「本人」が最多で、「家族・知人」との合計が約54%。しかし成約事例では、「本人」「家族・知人」は37%に減少し、逆に「包括」「ケアマネ」「他施設・行政」が55%。
- ・本人の相談では緊急性・必要性の低いケースも多いが、包括・ケアマネ経由の事例では緊急性・必要性の高いものが多い。
- ・成約件数の多い法人では包括・ケアマネへの周知が積極的。

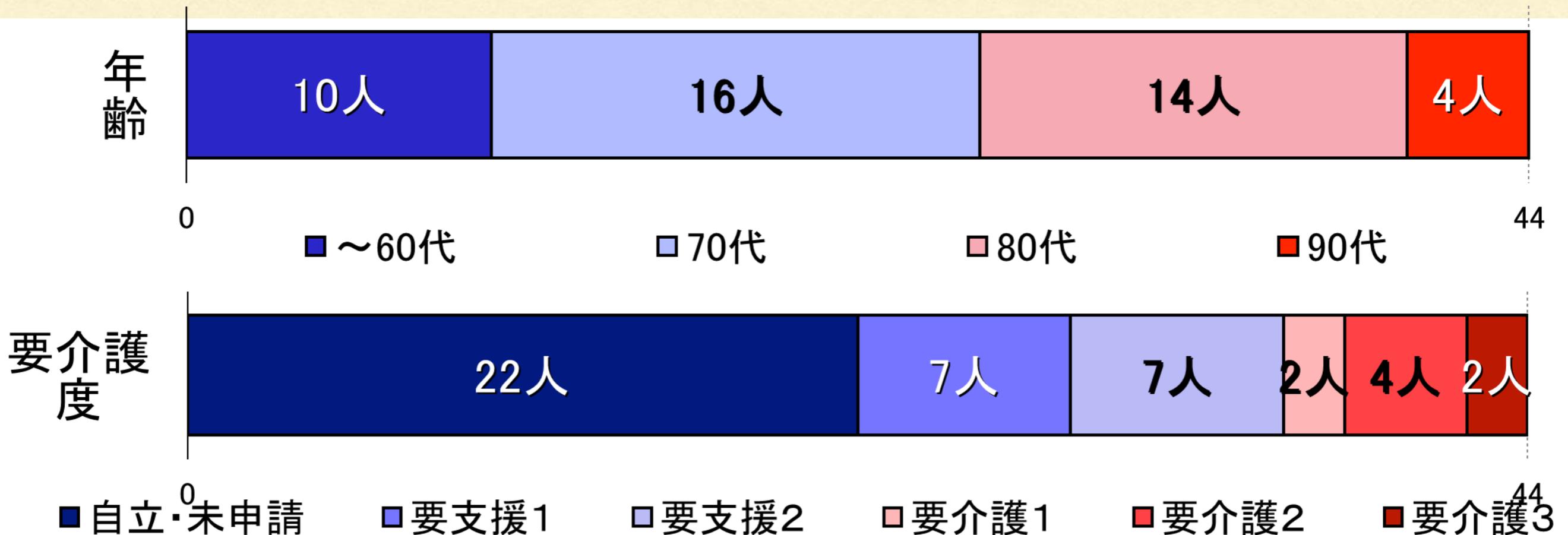


■京都市のモデル事業での成約ケースの概要①

- ・年齢構成は、～60代:10人、70代:16人、80代:14人、90代:4人。44人の内、75才以上の後期高齢者が24名で、全体の約55%を占める。

・不動産業者も当初は「せいぜい70代まで」を想定。

- ・要介護度は自立・未申請:22人、要支援:14人、要介護:8人。自立・未申請、要支援・要介護がそれぞれ約半数。



- 住替え理由は様々だが、「生活環境」「家族関係」「その他」で分けると、生活環境:22件、家族関係:9件、その他:13件。
 生活環境：立退き、建物の老朽化、2階以上の部屋
 家族関係：家族間の折合い悪化、家族の近くへの転居
 その他：生活保護減額への対応、緊急入所の期限切。

・約80%の事例が最初の相談から3ヶ月以内で住替えへ。

生活環境：22件

立ち退き	8件
建物の老朽化	4件
2階以上の部屋	4件
住居無し	3件
その他	3件

家族関係：9件

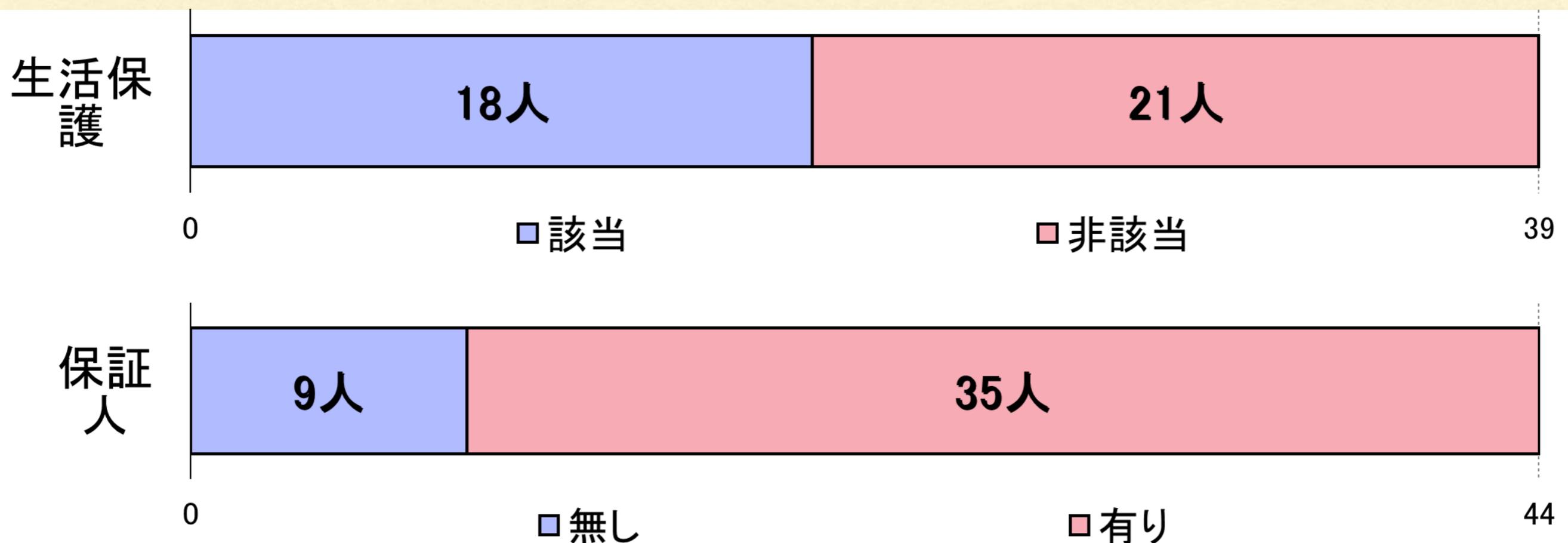
家族間の折合い悪化	5件
家族の近くへの転居	3件
家族の引越	1件

その他：13件

他施設からの転居	4件
施設の緊急入所の期限切	3件
生活保護減額・家賃の減額希望	2件
その他（自己破産、契約更新拒否等）	4件

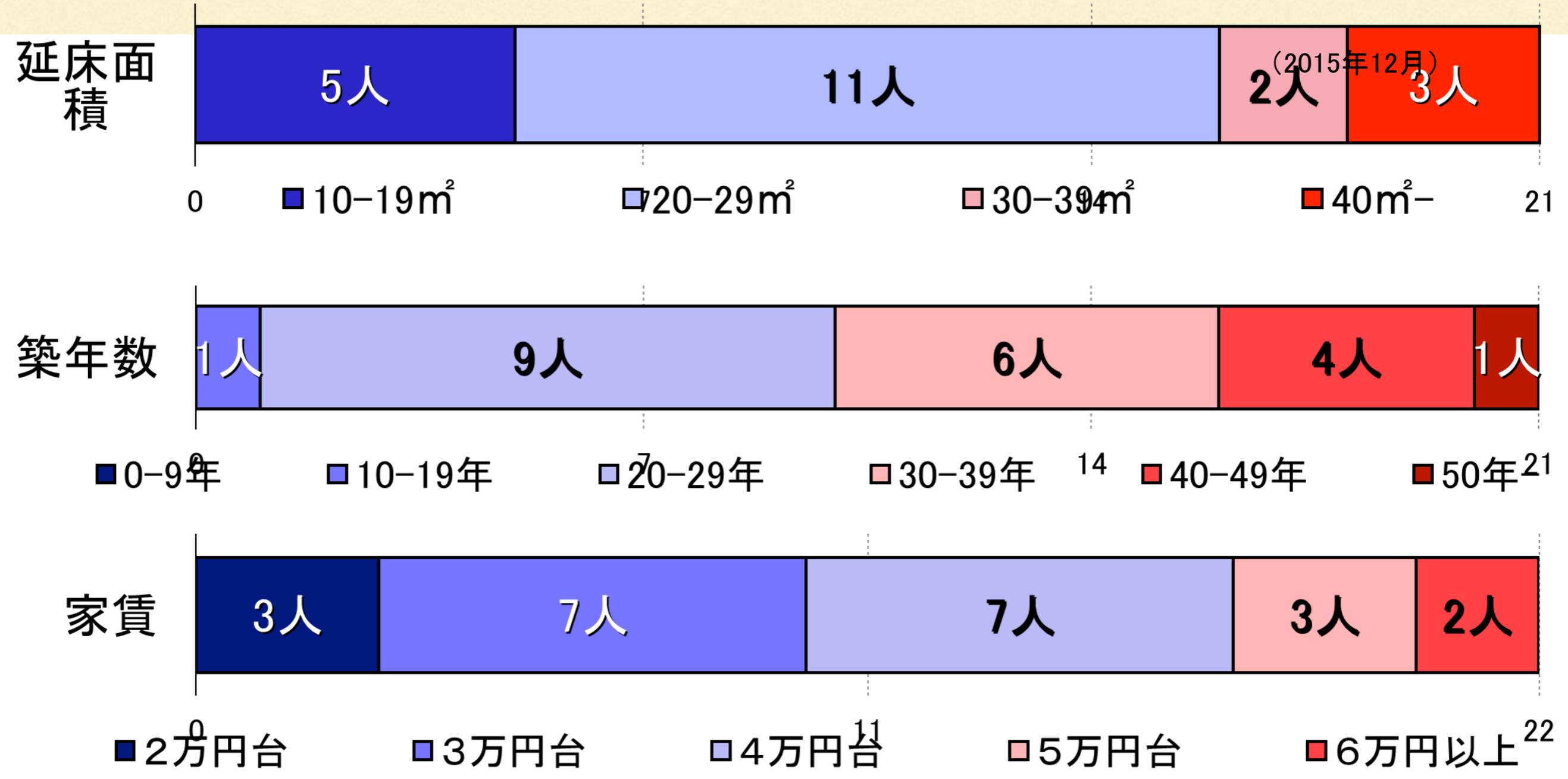
■京都市のモデル事業での成約ケースの概要②

- ・状況が把握できている39人中、半数弱の18人が生活保護を受給。住民税課税対象は1-2人のみ。全体的に所得の低い世帯が多数を占める。
- ・保証人は「有り」が35人、「無し」が9人で、全体の約80%が保証人有りの方。保証人無しの場合、保証会社の利用や、理解ある家主の物件により成約へと至る。



■京都市モデル事業の住替え後の住まい：狭・古・安

- 延床面積は「20-29㎡」が最多で、「29㎡未満」が全体の3/4。
 - 建物の築年数は「30年以上」が約半数。「10年未満」は無し。
 - 家賃は「4万円台以下」が全体の約8割。
- 京都市の住宅扶助限度額：40,000円(単身・見直し後)。



京都市高齢者住まい・生活支援モデル事業の成果

①本人、大家の安心

○身元引受人・保証人など、家主が求める条件の一部を分担する機能を開発

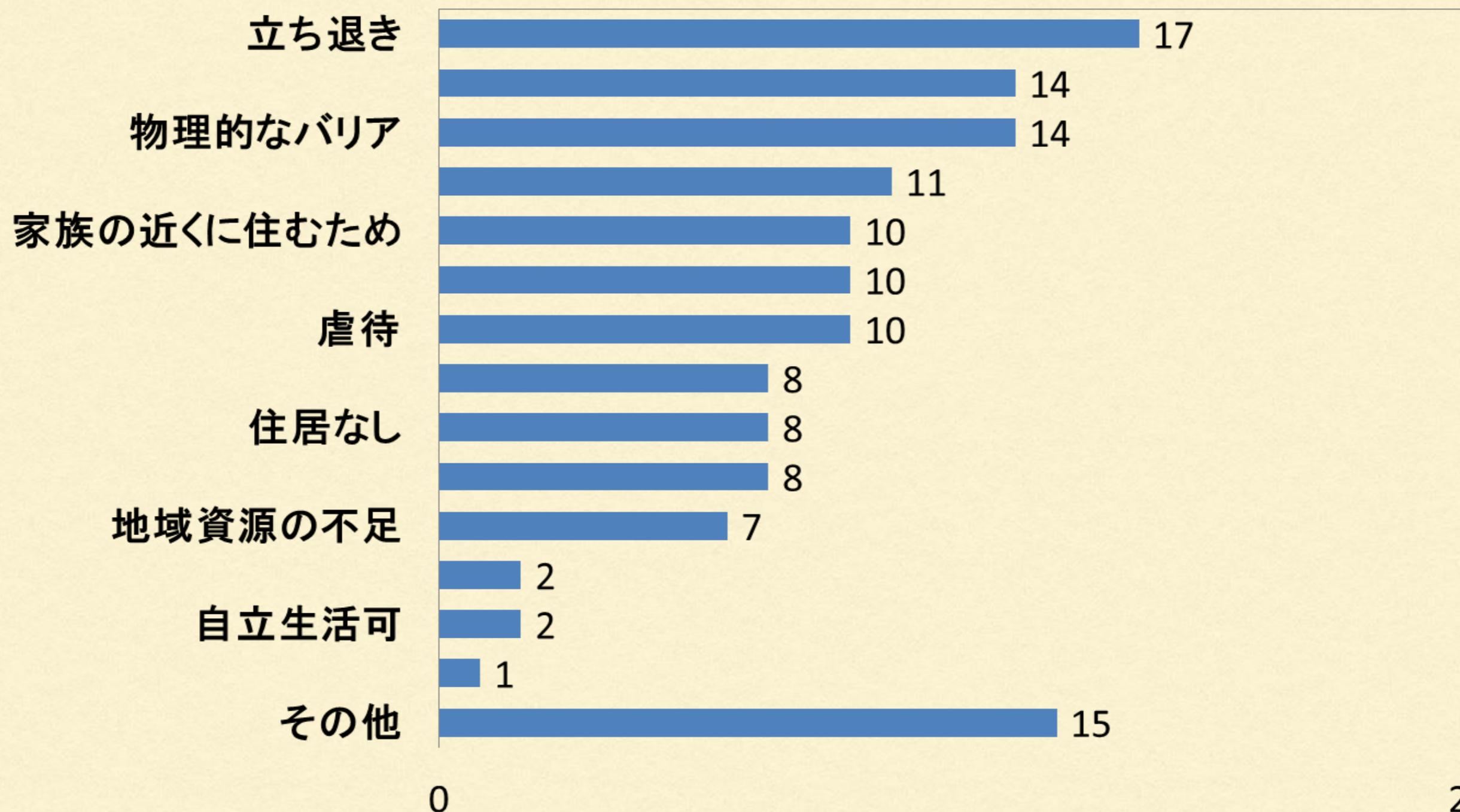
→ 不安の最も多い「病気や事故などに不安がある」 < 「見守り」で日常対応支援（孤立死に伴うその後の空室リスクの回避を含む）や、問題が起こってから、例えば、地域包括や福祉施設、病院へ橋渡しを行う事後的対応も可能。

→ 「火の始末や水漏れなどに不安がある」についても同様にモデル事業等を通じた見守りでの日常対応支援が可能。介護保険制度を利用した住宅改修も考えられます。

※京都府等が平成22年度に府内の宅建業者約3,500社を対象に実施したアンケート調査によると、家主が高齢者の入居を断った理由は、「病気や事故などに不安がある」が89%、「火の始末や水漏れなどに不安がある」が68%、「家賃支払い」が24%（複数回答可）

京都市高齢者住まい・生活支援モデル事業の成果

②多様な理由・ニーズ拡大に対する仕組みの構築



京都市高齢者住まい・生活支援モデル事業の成果

③施設・病院からの地域移行

- 養護老人ホーム→利用者が地域へ移行できる
- ケアハウス→利用希望者をモデル事業へ紹介
- 特別養護老人ホーム→要介護1, 2の申込者ニーズへの対応
- 不動産関係者と相互情報を共有(例;想定する高齢者像 など)



福祉施設・病院から地域への移行の可能性

(従来の施設機能が地域で提供される)

京都市高齢者住まい・生活支援モデル事業の成果

④新たなネットワークによる地域資源の力量の拡大

- 住宅行政、福祉行政と関連業界等のネットワーク
- 日常生活圏域における住宅と福祉のネットワーク
- 医療機関、地域包括支援センター、介護事業所等の互いの顔が見える機会
- 社会福祉法人の果たすべき役割を拓く可能性
- 見守り対象の高齢者による社会参加などの契機となる
- 民間商品との繋がり

モデル事業の次に向けた協議課題① (29/1/15平成29年度第2回プロジェクトより)

1. 住み替え先の拡充

- (1) 参加事業者の拡大～すこやか賃貸住宅協力店109件に対するアンケート実施
- (2) 「低家賃」、「生活圏域内物件」、「1階等バリアフリー」などの物件ニーズへの対応

2. 見守り等機能の拡充

- (1) 事業実施社会福祉法人・施設の拡大
- (2) 1事業所当たりのキャパシティアンケート実施 265件
- (3) 「見まもっTEL」など民間商品との役割分担の検討
- (4) 要支援・要介護認定者に対する介護保険等サービス事業者との役割分担
- (5) 「市内全域」、「既居住者」、「高齢者以外」などの見守りニーズへの対応

モデル事業の次に向けた協議題② (29/1/15平成29年度第2回プロジェクトより)

3. 保証人なし高齢者への対応

(1) 金銭的補償(現状復帰、家賃滞納、葬儀等)

(2) 緊急時(近隣トラブル、入院、認知症)等の連絡先親族の保障が求められるケース

→本事業で大部分がカバーできる？

4. 持続可能な実施体制の構築

(1) 実施主体

(2) 事務局

(3) 事業ガイドライン(細則等)

(4) 市民への広報

(5) 予算

モデル事業の次に向けた意見（社会福祉法人）

1. 対象者を限定しても、対象外のケースにも対応せざるを得ないのが現実
2. 新総合事業の見守り事業の検討
3. 1施設では完結しないケースが多く、多くの他地域施設と連携する必要性
4. 精神障害高齢者ケースが少なくない
5. 介護保険サービスと重複ケースであっても、訪問は必要
6. 費用有料化もいいが、事務の煩雑が危惧される
7. 既居住者への見守りニーズへの対応、2人世帯など対象者の拡大は必要
8. 訪問回数（現行週2回）については見直し検討が必要
9. デイ利用であっても見守り責任を持って家主の安心確保する機能は必要

モデル事業の次に向けた意見（不動産業者）

1. 本事業は困難ケースの受け皿として機能している
2. 孤独死による当該居室の借り手がなくなるなど家主の不安が解消されている
3. 残置物の処分を依頼できる保証人の課題等の検討が必要
4. 訪問回数については個別ケースにより異なる（近隣家族、自立生活等）
5. 本事業があることで家主が受入れている現実がある
6. 介護サービスと重複した場合等、訪問回数は個別に検討すべき
7. 本事業サービスは、確実に継続されることが重要
8. 介護サービスは中断もあり、本事業に代わることはできないのでは
9. 対象者を既居住者に拡大など検討必要

京都市住まい・生活支援事業のスタート(2017年4月～)

1. 見守り等実施施設の事業継続と拡大、多様な担い手と役割分担

①人員・財源 ②全市をカバー ③経営主体・種別の拡大

④介護サービス受給者 ⑤心身&経済的自立＝民間サービス

2. 不動産事業者の拡大のよる物件の増加

①エリア ②バリア ③価格

3. 保証人⇔債務等保証人機能＝民間商品等の検討

⇔身元引受人機能＝社会福祉法人の施設機能と行政の検討？

4. 住み替え対象者以外への見守り機能

京都市高齢者住まい・生活支援事業運営委員会の設置

京都市居住支援協議会「平成29年度事業計画」において、協議会事業として位置づけ「**高齢者住まい・生活支援事業運営委員会**」を設置(5/29)

○委員長 京都地域密着型サービス事業所協議会会長

○事務局 京都市老人福祉施設協議会

○運営委員会活動内容

- ・本事業実施に伴う実務担当者作業部会の隔月実施(予算計上)
- ・不動産4団体、福祉3団体による参加事業者の拡大など

京都市独自事業スタート後の契約件数、対象行政区等

○サービス実施社会福祉法人・施設数・・・新年度から**2法人(2施設)増加**

→10法人11施設

○不動産会社・・・新年度から**2企業増加**

→8社

○現状の対象エリア・・・**6行政区**／11行政区

○2017年9月現在契約者数・・・59名(終結7名)

○現行サービス実施法人の最大利用者想定数 計265名(2016年9月集計)

A=6名、B=4名、C=21名、D=50名、E=10名、F=16名、G=4名、H=150名、I=4名

地域と共存する老人福祉施設と社会福祉法人

- これからの施設・社会福祉法人は、地域包括支援センターを中心とする地域支援のネットワークに加わり、密接な連携を図ることを基本とした上で、地域包括ケアシステムの一員として地域貢献することを目指す。
- 地域交流の拠点等を整備し、地域の福祉の窓口となり、食（コミュニティレストラン等）の提供や相談・アウトリーチ等を通して制度の狭間にあると思われる支援対象者等の地域情報を地域包括支援センターと共有するとともに、地域課題の解決に
- ・ 自主的に取り組むことが必要。（平成26年度老人保健健康増進等事業地域包括ケアシステムにおける養護老人ホーム及び軽費老人ホームの役割・あり方に関する調査研究事業資料を修正）

